

●静岡県マリーナ建設事業の審査について

<審査等段階>	< 説 明 >
A 申請書受付	①所管土木事務所維持管理課等へ持ち込み ↓ ②土地対策課へ持ち込み ↓ ③申請書(データ)を各幹事へ配布
B 説明幹事会	県庁内会議室で、事業内容について事業者から幹事(課担当者)あてに説明いただきます。(質疑応答あり)
C 現地調査	事業計画地の現地調査を行います。事業者におかれましては、質疑応答等打合せができる場所を事前に確保願います。
D 指示事項表のとりまとめ	C実施後、概ね2週間の時間をとって、幹事(各課)に書面審査を依頼します。その上で、各課→土地対策課へ指示事項を提出、とりまとめのうえ事業者に提示します。
E 幹事(各課)との協議	Dの指示事項に基づき、事業者⇄幹事(各課)とで協議をお願いします。各幹事は協議が終了した時点で、土地対策課あて指示事項審査票を提出します。全幹事から審査票提出=協議終了となります。
F 確認幹事会	県庁内会議室で、協議終了その他について事業者⇄幹事(各課)で確認します。
	(マリーナ建設審査委員長へ報告等)
G 審査幹事会	県庁内会議室で、最終審査を幹事(課長)により行います。
H マリーナ建設事業の承認	承認後、個別法の手続に入ります。